

# 生活保護関係全国係長会議資料

平成 30 年 3 月 2 日（金）

社会・援護局 保護課



# 目 次

<b>I</b>	<b>重点事項</b>	1
<b>II</b>	<b>一般事項（文書編資料）</b>	
第1	生活保護制度の適正な実施等について	20
第2	子どもの大学等進学支援等について	32
第3	就労・自立支援の充実について	36
第4	医療扶助の適正化・健康管理支援等について	44
第5	地方自治体の体制整備等について	50
第6	平成30年度生活保護基準について	51
第7	生活保護関係予算について	56
第8	生活保護関係調査等について	61
第9	生活保護基準の改定に伴う審査請求について	64
第10	保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて	66
第11	その他	68
<b>III</b>	<b>参考資料</b>	69



# I 重点事項



## 生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

### 改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

### 改正の概要

#### 1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

- 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
    - 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
    - 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
    - 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
  - 都道府県等の各部署で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
  - 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設
- 子どもの学習支援事業の強化
  - 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化
- 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）
    - シェアター等一の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

#### 2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

- 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援
  - 進学の際の新生活立上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付
- 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
  - 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
  - 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化
- 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援
  - 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
  - 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施
- 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

#### 3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

### 施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）  
※平成31年11月支払いより適用

# 生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

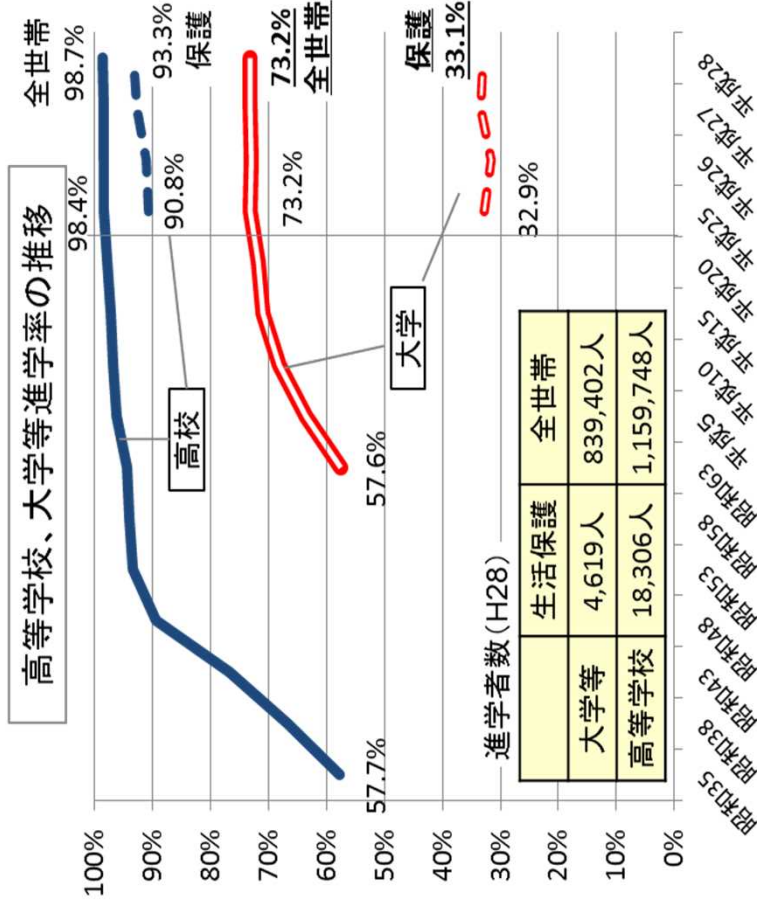
生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

## 大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。  
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

### (参考) 大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。



### 東京都23区(1級地の1) 母と子2人の3人世帯における 第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40~20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18~15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	減額しないことに	進学前	進学後	差
生活扶助		18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)		6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)		1万600円	1万600円	0
合計		26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注) 金額は平成30年4月1日現在

(参考) 第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。



# 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助の適正化

## 1. 生活習慣病の予防等の取組の強化

生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。



データを基づき、生活習慣病の予防等を推進する「健康管理支援事業」を創設。国は罹患状況等の分析・情報提供等により支援

対象者に生活習慣の指導・必要な医療の受診勧奨等の支援（健康管理支援事業）を実施

福祉事務所

受給者

国



を創

被保護者の医療・健康データを管理・分析し、対象者等を決定

全国の被保護者の医療・健康データを分析し、結果を情報提供

## 2. 医療扶助における後発医薬品の使用原則化

### ○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定（生活保護法第34条第3項の改正）



医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができるものと認められたものについては、原則として、後発医薬品による給付

○後発医薬品使用割合は約7割となっている。

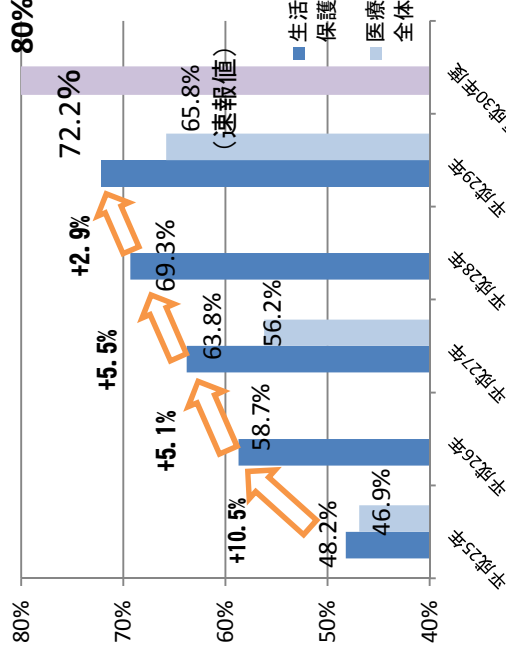
○一方で、薬局において後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が67.2%と高い。

○地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、後発医薬品の原則化が必要 との意見

○医師等が後発医薬品の使用を可能と認めている等の必要な条件の下で実施

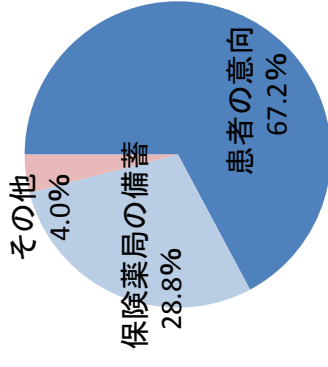
### 取組の進捗状況

改革工程表における目標値



### 取組の課題

後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が高い。



※医師等が一般名処方した医薬品について、薬局で後発医薬品を調剤しなかった理由を調査したもの

# 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

## 1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ① 無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ② 現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
- ③ 最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

## 2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆ 福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

## 無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

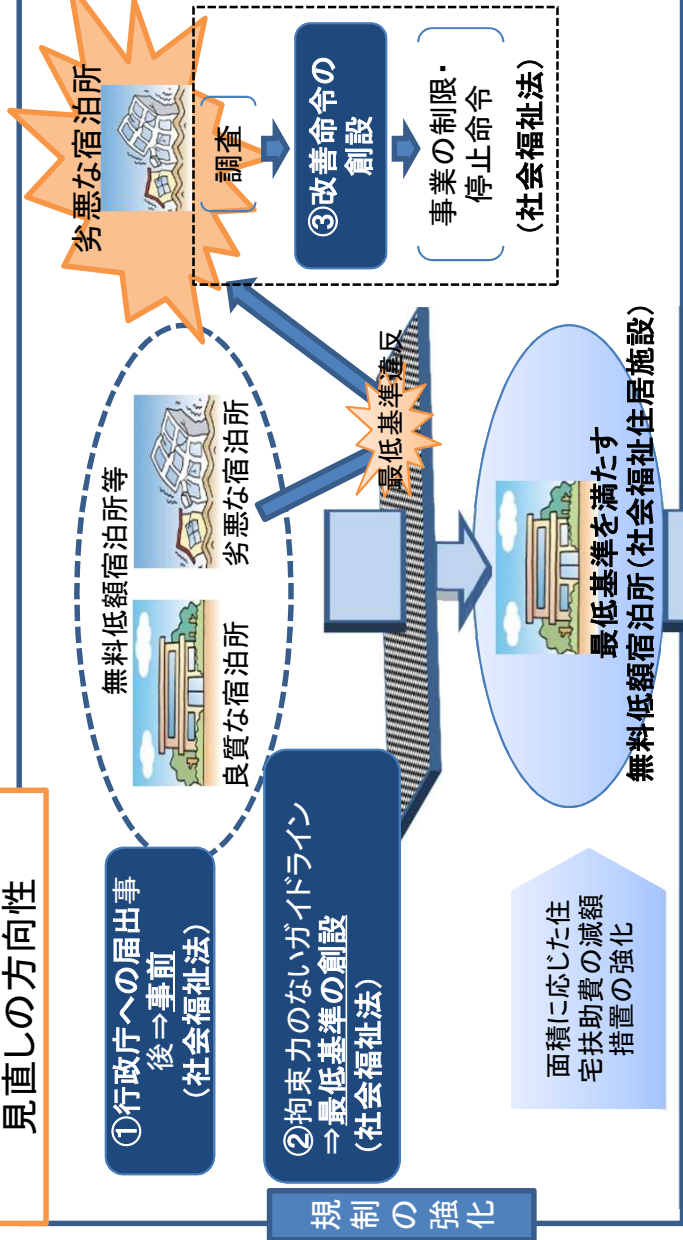
- 施設数: 537、入所者数15,600人(うち生活保護受給者14,143人)
  - 居室面積: 7.43㎡未満200施設(43%)  
7.43~15㎡未満217施設(47%)  
(住宅扶助面積減額対象: 15㎡以下)
  - 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:  
食費 453施設(84%) 28,207円  
その他の費用 469施設(87%) 15,597円
- 結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満

## 見直しの方向性

① 行政庁への届出事  
後⇒事前  
(社会福祉法)

② 拘束力のないガイドライン  
⇒最低基準の創設  
(社会福祉法)

規制の強化



日常生活上の支援を委託する無料低額宿泊所等の基準の創設(生活保護法)  
※都道府県が認定

日常生活上の支援を提供する仕組みの創設

## 日常生活支援住居施設

当該住居に支援を必要とする生活保護受給者(※)が入居した場合、福祉事務所が事業者が日常生活上の支援の実施を委託し、その費用を事業者に交付

※ 単独での居住が困難で、無料低額宿泊所等での日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者(福祉事務所が判断)

日常生活上の支援を行わない無料低額宿泊所

# 平成30年10月以降における生活保護基準の見直し案

## ■ 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行ふ。[P6-①]

- ※ 夫婦1人世帯(モデル世帯)の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額にばらつき。
- ※ 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなり、個々の世帯での生活扶助本体、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。
- ※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

## ■ 児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

### ・ 児童養育加算[P10-②]

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用(具体的には学校外活動費用)を加算。支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大

**現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで ⇒ 見直し後:月1万円／高校生まで**

※ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

### ・ 母子加算[P10-②]

子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算

**現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 ⇒ 見直し後:平均月1.7万円**

※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

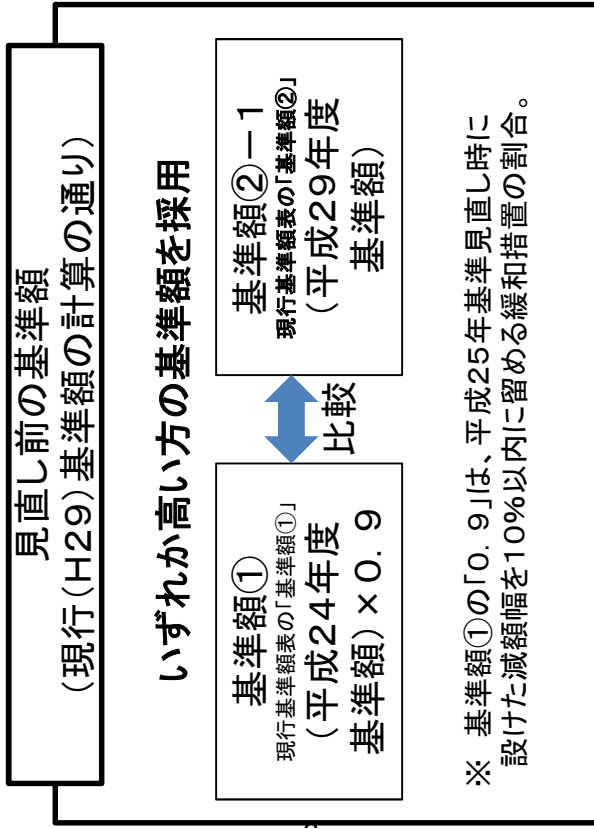
### ・ 教育扶助・高等学校等就学費[P13-③]

- クラブ活動費の実費支給化:年額61,800円(金銭給付) ⇒ 年額8.3万円(実費上限)※高校の場合
  - 入学準備金(制服等の購入費)の増額:63,200円(実費上限) ⇒ 8.6万円(実費上限)※高校の場合
  - 高校受験料支給回数数の拡大、制服等の買い直し費用の支給
- ※ 見直しは平成30年10月に実施。

# ①平成30年10月以降における生活扶助基準額(案)の算出方法の概要

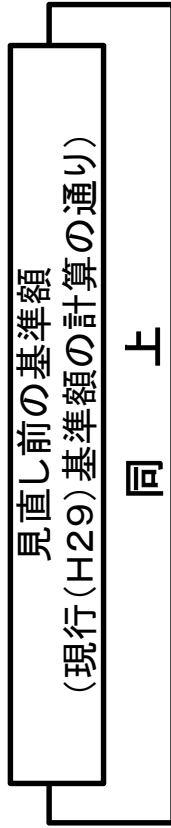
- 平成30年10月以降の生活扶助基準の見直しについては、現行の基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置を行うこととしている。
- 平成25年8月の生活扶助基準見直しにおいて、平成24年度基準額から減額幅を▲10%以内とする緩和措置を講じており、一部の世帯では、現行の基準額が平成24年度基準額を基に設定されていることを踏まえ、「平成24年度基準額表(基準額①)」と「平成30年10月基準額表(基準額②)」の2つの基準額表を設定した上で、現行の基準額から減額幅▲5%以内に調整を図る経過的加算を設けて、生活扶助基準額を算出することとする。
- また、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、3年間をかけて段階的に基準額を改定することとしている。今回の段階的施行は10月を起点として1年間ずつを予定しており、その間の計算方法は以下のとおりとする。

施行1年目(平成30年10月～平成31年9月)



2 + 3

施行2年目(平成31年10月～平成32年9月)

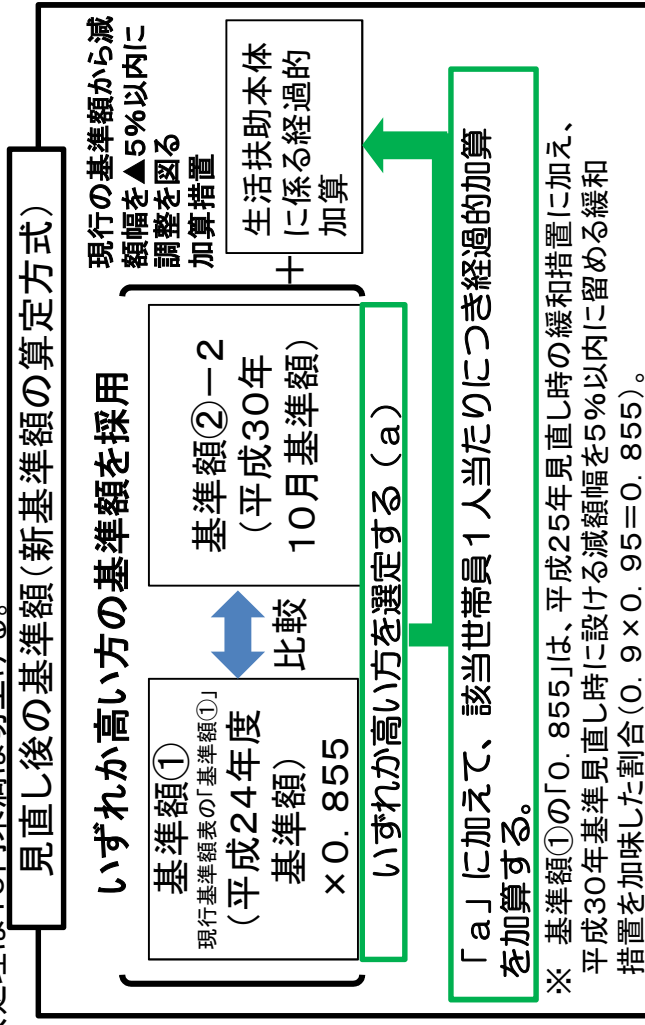


1 - 3

施行3年目以降(平成32年10月～)

※「見直し前の基準額」の計算は不要。

(注)端数処理は10円未満は切上げる。



2 + 3

見直し後の基準額(新基準額の算定方式)

同上

1 - 3

見直し後の基準額(新基準額の算定方式)

同上

(注)施行2年目及び3年目以降の基準額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

# 平成30年10月以降の生活扶助基準額表(案)

(月額・円)

生活扶助基準第1類		基準額①(旧基準(平成24年基準))				
年齢	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	21,510	20,540	19,570	18,600	17,640	16,670
3~5	27,110	25,890	24,680	23,450	22,240	21,010
6~11	35,060	33,480	31,900	30,320	28,750	27,170
12~19	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560
20~40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120
41~59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450
60~69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790
70~	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250

生活扶助基準第1類		基準額②(新基準(平成30年10月基準))				
年齢	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~5	44,010	42,730	40,620	40,620	37,810	36,430
6~11	45,010	43,700	41,550	41,550	38,670	37,250
12~17	47,090	45,710	43,460	43,460	40,460	38,970
18~64	46,760	45,390	43,160	43,160	40,170	38,700
65~74	44,700	43,390	41,260	41,260	38,410	36,990
75~	40,350	39,180	37,250	37,250	34,670	33,400

生活扶助基準第1類通減率		基準額①(旧基準(平成24年基準))				
世帯人員	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
単身	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
6人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
7人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
8人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
9人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
10人以上	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000

生活扶助基準第1類通減率		基準額②(新基準(平成30年10月基準))				
世帯人員	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
単身	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548
3人	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151
4人	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010
5人	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683
6人	0.5383	0.5383	0.5383	0.5383	0.5383	0.5383
7人	0.5087	0.5087	0.5087	0.5087	0.5087	0.5087
8人	0.4844	0.4844	0.4844	0.4844	0.4844	0.4844
9人	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639
10人以上	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639

生活扶助基準第2類		基準額①(旧基準(平成24年基準))				
世帯人員	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
単身	44,690	42,680	40,670	38,660	36,640	34,640
2人	49,460	47,240	45,010	42,790	40,560	38,330
3人	54,840	52,370	49,900	47,440	44,970	42,500
4人	56,760	54,210	51,660	49,090	46,540	43,990
5人	57,210	54,660	52,070	49,510	46,910	44,360
6人	57,670	55,110	52,480	49,920	47,280	44,730
7人	58,120	55,570	52,890	50,330	47,650	45,100
8人	58,570	56,020	53,300	50,740	48,020	45,470
9人	59,020	56,470	53,710	51,150	48,390	45,840
10人以上 1人を増すごとに 加算する額	450	450	410	410	370	370

生活扶助基準第2類		基準額②(新基準(平成30年10月基準))				
世帯人員	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
単身	28,490	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300
2人	41,830	40,090	40,090	40,090	40,090	40,090
3人	46,410	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
4人	48,400	46,390	46,390	46,390	46,390	46,390
5人	48,430	46,420	46,420	46,420	46,420	46,420
6人	55,440	53,130	53,130	53,130	53,130	53,130
7人	58,370	55,940	55,940	55,940	55,940	55,940
8人	61,040	58,500	58,500	58,500	58,500	58,500
9人	63,490	60,850	60,850	60,850	60,850	60,850
10人以上 1人を増すごとに 加算する額	2,450	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350

# 平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算(案)①

○ 平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算の算出方法については、世帯人員毎に定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員1人当たりにつき加算する。

(計算例)60代後半1人、40代1人、高校生1人の3人世帯であって1級地の1の場合の経過的加算額

→ 「12～17歳」0円＋「41～59歳」1,050円＋「65～69歳」2,240円＝3,290円

(月額・円)

	単身世帯						2人世帯					
	1級地の1		2級地の2		3級地の1		1級地の1		2級地の2		3級地の1	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	730	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	910	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	2,620	1,870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	2,060	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	3人世帯						4人世帯					
	1級地の1		2級地の2		3級地の1		1級地の1		2級地の2		3級地の1	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	4,460	3,500	1,090	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	2,330	2,310	1,890	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	1,050	530	0	0	0	0	0	0	0	0	480	180
60～64歳	920	450	0	0	0	0	760	820	420	1,080	820	0
65～69歳	2,240	1,690	560	0	0	0	760	820	420	1,420	1,640	990
70～74歳	0	0	0	0	0	0	140	100	0	0	0	0
75歳以上	1,250	780	0	0	0	0	140	100	0	560	730	110

平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算(案)② (月額・円)

	5人世帯						6人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
	0～2歳	4,230	4,080	3,640	0	0	0	3,940	3,850	2,950	0	0
3～5歳	2,170	2,110	1,740	0	0	0	1,860	1,850	1,310	470	100	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	590	410	0	0	0	0	270	370
60～64歳	560	620	270	1,170	1,380	400	150	210	0	780	990	310
65～69歳	560	620	270	1,170	1,400	1230	150	210	0	780	1,000	1,100
70～74歳	100	0	0	400	170	0	0	0	0	100	510	0
75歳以上	100	0	0	410	870	420	0	0	0	100	540	250

	7人世帯						8人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
	0～2歳	2,800	2,630	1,480	3,500	3,500	1,370	2,030	1,840	960	2,540	3,210
3～5歳	1,050	1,110	600	1,710	1,810	2,020	690	700	370	1,130	1,480	1,680
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	230	470	810	0	0	0	0	100	390
65～69歳	0	0	0	230	470	810	0	0	0	0	100	390
70～74歳	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0

	9人世帯						10人世帯以降					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
	0～2歳	1,630	1,670	870	1,930	2,320	3,070	1,600	1,520	820	1,860	2,280
3～5歳	600	350	100	590	930	1,420	440	360	0	510	860	1,360
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0
65～69歳	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## ②平成30年10月以降における児童養育加算及び母子加算の見直し案の概要

- 平成30年10月の児童養育加算及び母子加算の見直しについては、生活扶助本体と同様に、3年間をかけて段階的に加算額を改定する。ただし、児童養育加算については、今回の見直しにおいて新たに支給対象となる高校生の加算額は平成30年10月から段階施行を行わずに支給する。
- また、現行の生活扶助本体、児童養育加算及び母子加算の合計した基準額から減額幅を▲5%とする緩和措置を行うこととしており、調整が必要な世帯に対して「児童に係る経過的加算」及び「母子世帯に係る経過的加算」を設けて調整を行う。

### 児童養育加算

	施行1年目(H30. 10月)	施行2年目(H31. 10月)	施行3年目以降(H32. 10月～)
3歳以上18歳まで	10,000		
3歳未満	13,300	11,600	10,000
第3子以降の小学校修了前			

(月額・円)

※ ①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯、②第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯については、現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要なため、児童に係る経過的加算を該当する子1人につき別途加算する。

	施行1年目(H30. 10月)	施行2年目(H31. 10月)	施行3年目以降(H32. 10月～)
児童に係る経過的加算	950	2,650	4,250

### 母子加算

(月額・円)

	施行1年目(H30. 10月)			施行2年目(H31. 10月)			施行3年目以降(H32. 10月～)		
母子加算対象者	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額
1級地	21,400	2,800	1,600	19,900	3,800	2,200	18,400	4,700	2,800
2級地	19,800	2,600	1,500	18,400	3,500	2,100	17,000	4,300	2,600
3級地	18,400	2,400	1,400	17,100	3,200	1,900	15,800	4,000	2,400

※現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要な世帯に対しては、母子世帯に係る経過的加算を該当世帯に別途加算する(次頁参照)。

(注)施行2年目及び3年目以降の加算額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。



## 母子世帯に係る経過的加算

### 施行1年目(平成30年10月)の加算額

- ① 3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※1)が1人のみいる世帯の加算額  
(例:三世帯同居の世帯や子2人のうち長子が高校を卒業した3人世帯など)

(月額・円)

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～5歳	1,090	1,090	0	0	0	0
6～11歳	1,090	1,090	1,050	0	0	0
12～14歳	1,090	1,090	1,050	910	580	0
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	910	580	0

○ 4人世帯

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～2歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	0
3～14歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950

○ 5人世帯以上

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～14歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950

- ② 養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※1)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合の加算額  
(月額・円)

母子加算の対象となる者が入院・入所(※2)中である場合の人数	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
1人	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
2人	100	100	150	150	120	120

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。

※2 医療型障害児入所施設に限る。

(注) 施行2年目の加算額は施行1年目の加算額の2倍、施行3年目以降の加算額は施行1年目の加算額の3倍を乗じた額とする予定(端数処理の関係で調整があり得ることに留意)。ただし、施行2年目及び3年目以降の加算額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

## 現行の生活保護基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置(経過的加算)(案)の概要

加算の種類	現行の基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置の対象世帯	調整方法
生活扶助本体	<p>年齢、世帯人員、居住地域別の組合せの世帯属性により様々な</p>	<p>世帯人員別に定めた年齢区別の経過的加算を設け、該当する世帯員1人当たりにつき加算する。</p>
児童養育加算	<p>①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯            ②第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯            ※ 3人以下の世帯であって3歳未満の子がいる世帯については、生活扶助本体の見直し影響を考慮すると、▲5%を超える減額とはならないため、緩和措置の対象とはならない。</p>	<p>該当世帯について、対象となる児童1人当たりの加算額を別途設定し、その加算額を加算する。</p>
母子加算	<p>①3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※)が1人のみいる世帯            ②養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合            ※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。</p>	<p>該当世帯について、加算額を別途設定し、その加算額を加算する。</p>

### ③平成30年10月以降における教育扶助及び高等学校等就学費の見直し案の概要

#### 現行（H29）の考え方

	内 容		支給方法
	学用品費	その他の教育費	
基準額	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	【金銭給付(月額)】 小学校2,210円 中学校4,290円 高校5,450円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費		【実費支給】 ※上限設定なし
学習支援費	家庭内学習(学習参考書や一般教養図書などの購入費用。ただし、教材代の対象となるものは除く。)費用、クラブ活動費		【金銭給付(月額)】 小学校2,630円 中学校4,450円 高校5,150円
入学準備金	ランドセル、学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費(※1回限り)		【実費上限(年額)】 小学校40,600円以内 中学校47,400円以内 高校63,200円以内
入学 者査料 ※高校受験	入学者査料(※1回限り)		公立高校入学者査料 相当額

#### 見直し案

見直し内容		
○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ※ ハーモニカ、笛といった「楽器購入費」は、「教材代」で対応し、基準額から除外する。	○ 「楽器購入費」を追加	【金銭給付(月額)】 小学校2,600円 中学校5,000円 高校5,200円
○ 「クラブ活動費」を対象として、実費支給に転換 ※ 「家庭内学習費用」は、児童養育加算において対応する。	○ 「楽器購入費」を追加	【実費支給】 ※上限設定なし
○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ○ 福祉事務所が必要と認められた場合、入学準備金の対象品目の複数回支給を認める	○ 「クラブ活動費」を対象として、実費支給に転換 ※ 「家庭内学習費用」は、児童養育加算において対応する。	【実費上限(年額)】 小学校15,700円以内 中学校58,700円以内 高校83,000円以内
○ 複数回受験をした場合、原則として2校目の支給を認める	○ 複数回受験をした場合、原則として2校目の支給を認める	【実費上限(年額)】 小学校63,100円以内 中学校79,500円以内 高校86,300円以内
		入学者査料相当額 (私立高校含む)

※ 見直し案の詳細については、現在検討中であるが、学習支援費における実費支給において、領収書確認による支給だけでなく、クラブ活動にかかる必要な費用が事前に確認できる資料(見積書等)によることをもって、事前支給を可能とする方向で検討中である。

# 生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

## 1. 生活保護基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ① 国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除等)
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)



## 2. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- 30年度は影響は無い。
- 31年度以降の税制改正において対応を検討
- 非課税限度額を参照しているものは、31年度以降の税制改正を踏まえて対応



## 3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼



## 平成30年度における生活保護制度関連の取組課題

- 生活保護受給世帯等の住まい等における防火安全対策の推進
- 法案成立時における進学準備給付金の迅速な給付
- 生活保護基準見直し及び制度改革（後発医薬品の原則化等）の円滑な実施（平成30年度予算案及び改正法案成立時）
- 新規事業への積極的な取組
- 住宅扶助の代理納付（住宅セーフティネット法関連を含む）の推進
- 窓口に対応その他保護の適切な実施

# 生活保護関係の平成30年度予算案

- 生活保護受給者の自立を更に促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出する。平成30年度においては、子どもや大学等への進学の見直しに取組む。
- 生活保護受給者の自立を更に促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出する。平成30年度においては、子どもや大学等への進学の見直しに取組む。
- 生活保護受給者の自立を更に促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出する。平成30年度においては、子どもや大学等への進学の見直しに取組む。

## 生活保護費負担金

平成30年度予算(案) 2兆8,637億円

### ① 大学等への進学への支援 17億円

生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、進学準備給付金(仮称)(平成30年度入学者より対象。自宅通学10万円、自宅外通学30万円)を支給する。自宅から大学等に通学する場合に、出身世帯の住宅扶助費の減額をしない。

### ② 就労自立給付金の見直し

就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、就職後すぐに保護脱却となり就労収入の仮想的積立期間がない者も新たに給付対象とするなど、給付内容の見直しを行う。

### ③ 生活保護基準の見直し

一般低所得世帯の消費実態との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。

※ 減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。

見直しは段階的に実施(平成30年10月から3段階を想定)。

## 生活保護関係補助金の新規・拡充分

### ① 医療扶助の適正実施の強化 49億円

「レセプトを活用した医療扶助適正化事業」、「福祉事務所による同行指導の実施」、「頻回受診指導を行う医師の委嘱促進」、「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」に取り組む地方自治体を支援し、医療扶助の適正化を更に推進する。

### ② 被保護者の就労自立に向けた家計相談支援等の充実・強化 2.3億円

就労による自立や大学等への進学に伴い自立(世帯分離)が見込まれる世帯に対する家計相談支援を行い、生活保護受給世帯の自立支援を推進する。

### ③ 広域実施による就労支援の促進 1.9億円

被保護者就労準備支援事業について、都道府県を中心とする広域実施を推進する。

### ④ 都道府県等による生活保護業務支援 5億円

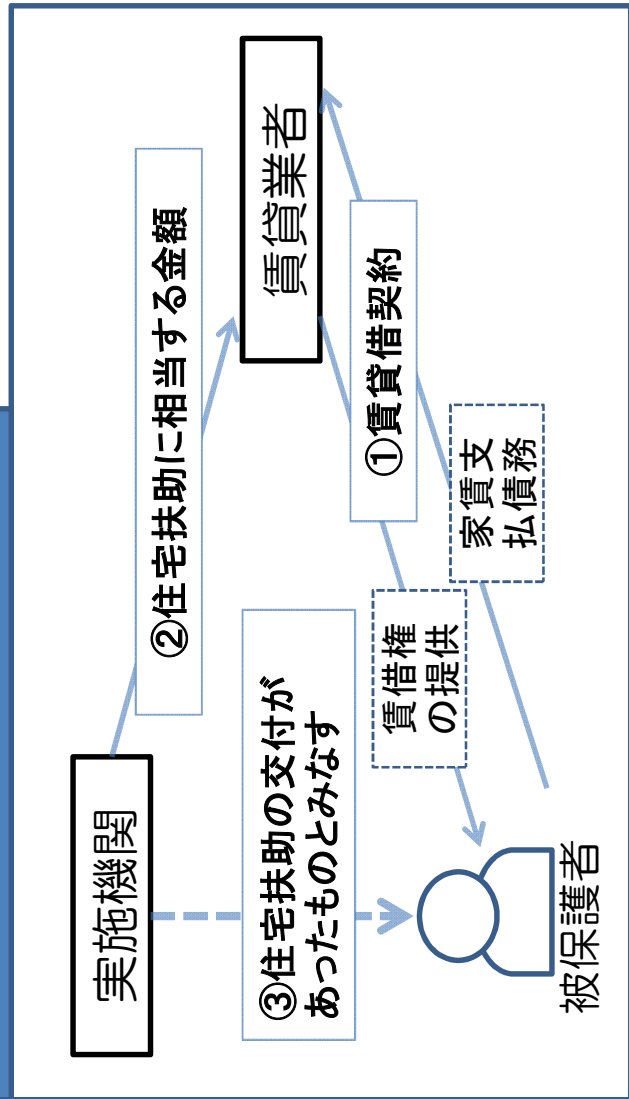
都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や人材育成等の取組を行い、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

# 生活保護の住宅扶助における代理納付について

住宅扶助は、福祉事務所が生活保護受給者に代わり、直接賃貸業者に家賃を弁済する代理納付が可能。(生活保護法第37条の2)

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付することを可能としている。あわせて、通常、家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助)についても代理納付を可能としている。
- 代理納付制度のより一層の積極的な活用について、平成27年に全国の地方自治体あてに通知するとともに、毎年、地方自治体の生活保護担当を参集した全国会議で周知を図っている。
- 平成29年10月に施行された改正住宅セーフティネット法において、新たに、代理納付を推進するための手続きを整備した。
- ① 賃貸人は生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を福祉事務所に通知することができる。
- ② 通知を受けた福祉事務所は、代理納付等の措置の必要性を判断するため、速やかに事実確認を行う。

## 住宅扶助の代理納付の仕組み



## 住宅扶助代理納付実施状況

調査時点	住宅扶助支給世帯数(A)	代理納付実施世帯数(B)	代理納付実施割合(B/A)	
平成27年7月	1,375,043	283,942	20.6%	
平成28年7月	1,385,278	304,642	22.0%	
平成29年7月	1,389,578	317,501	22.8%	
内 訳	公営住宅	246,523	146,911	59.6%
	民営の賃貸住宅	914,419	157,885	17.3%
	その他	228,636	12,705	5.6%

## 日本年金機構等との情報連携について

- 日本年金機構等との情報連携開始については、平成30年3月以降順次実施を目標に準備を進めている。
- 情報連携の対象となる主な手続については、以下のとおり(開始時期は現時点の目標。)

### (1) 地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会

【H30.3～順次開始を目標】

※一定の試行運用期間を経て開始予定

#### ① 原則、行政機関等間で書類を授受している手続(行政機関間手続)

各種公用照会手続において、地方公共団体等から日本年金機構への照会文書の送付や日本年金機構から地方公共団体等への回答文書の送付が不要となる。

(例)精神障害者保健福祉手帳の交付に当たり、地方公共団体から日本年金機構に障害年金の障害等級等を確認する

ための文書送付が不要となる。

#### ② 原則、申請者へ書類の提出を求めている手続(対住民手続)

住民から地方公共団体等への各種手当等の申請時において、これまで必要とされていた年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書等)を添付することが不要となる。

(例)住民が地方公共団体の窓口で児童手当の現況届を提出するに当たり、年金加入証明書の添付が不要となる。

### (2) 日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会

【H31.1～順次開始を目標】

※一定の試行運用期間を経て開始予定

日本年金機構への年金関係の届出において、これまで必要とされていた住民票の写しや課税証明書等を添付することが不要となる。

(例)年金の裁定請求に当たり、住民票の写しや課税証明書の添付が不要となる。

国民年金保険料免除申請に当たり、雇用保険受給資格者証の添付が不要となる。



## 生活保護受給者が行うぱちんこ等について

- 生活保護受給者が社会常識の範囲内ではぱちんこ等を行うことを一律に禁止することは、慎重な検討が必要。
- 一方で、ぱちんこ等で過度に生活費を費消し、本人の健康や自立した生活を損なうようなことは、「最低生活の保障と自立の助長」という生活保護の目的からも望ましくない。
- 前回の生活保護法の改正において、生活保護受給者が適切に家計の管理を行うようにするため、自ら生計の状況を適切に把握する責務を具体的に規定したところであり、保護の実施機関は、必要に応じて助言・指導等を行うこととしている。

(参考) ぱちんこ等を行う生活保護受給者に対する地方自治体の対応状況について

### 1. 調査の概要

- 全国の自治体に対し、平成28年度中の①ぱちんこ等を行う生活保護受給者に対して助言や指導・指示を行った件数、②収入申告の件数と金額、③収入申告しなかったことによる不正受給の件数と金額等について調査を実施。

### 2. 調査の結果

- ① ぱちんこ等を行うことに対する助言や指導・指示を行った件数等

	合計	内訳					
		ぱちんこ	競馬	競輪・オートレース	競艇	宝くじ・福引き等	その他
件数 (件)	3,100	2,462	243	110	118	132	35

- ② ぱちんこ等による収入の収入申告の件数等

	合計	内訳					
		ぱちんこ	競馬	競輪・オートレース	競艇	宝くじ・福引き等	その他
件数 (件)	464	145	79	11	10	215	4
合計金額 (万円)	40,260	333	1,146	33	70	38,675	1

- ③ ぱちんこ等による収入を不正受給として被保護者から徴収した件数等

	合計	内訳					
		ぱちんこ	競馬	競輪・オートレース	競艇	宝くじ・福引き等	その他
件数 (件)	100	3	56	8	19	12	2
合計金額 (万円)	3,056	287	2,266	178	211	113	2